

大磯町監査公表第2号

監査の結果について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第1項の規定に基づき提出された大磯町職員措置請求について同条第5項の規定により監査した結果を次のとおり請求人に通知したので、これを公表する。

令和3年4月23日

大磯町監査委員 脇 國 廣

同 清 田 文 雄

磯監第25号
令和3年4月20日

請求人 様

大磯町監査委員 脇 國 廣

大磯町監査委員 清 田 文 雄

大磯町職員措置請求の監査結果について（通知）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第1項の規定により、令和3年2月25日付けで提出されました大磯町職員措置請求について、同条第5項の規定に基づき監査した結果を次のとおり通知します。

第1 請求人
（略）

第2 請求の内容

請求人から令和3年2月25日に提出された大磯町職員措置請求書及びその事実を証する書面（以下「監査請求書等」という。）の内容を以下にまとめる。

請求の要旨

1 請求の対象職員

中崎久雄大磯町町長、吉川淳一税務課長、宮崎祐輔税務課長

2 財務会計上の行為

石神台地区の石神台団地に所在する株式会社東京ガスエネルギー（以下「東京ガス」という）所有の2棟のプロパン庫（家屋）の固定資産税の平成27年度分の賦課徴収を怠る行為

3 理由

（1）税額の更正の決定の事実

大磯町は令和元年5月23日、国府新宿地区に所在する東京ガス所有のこゆるぎハイツのプロパン庫（約30㎡）の固定資産税の賦課徴収を怠る行為を認め、税額の更正決定をして平成26年度から令和元年度までの6年間分について追徴課税をした。同様に令和2年7月、石神台団地の同じく東京ガス所有のプロパン庫2棟（約30㎡と約50㎡）の固定資産税の賦課徴収を怠る行為に対し、税額の更正決定をして平成28年度から令和2年度までの5年間分について追徴課税をした。

この間の抜け落ちた平成27年度分は、こゆるぎハイツのプロパン庫に税額の更正決定をした令和元年5月末日から令和2年5月末日までの1年間の間に更正の決定がされなかったので大磯町は賦課する権限を失った。

（2）対象職員の固定資産税の賦課徴収を怠る行為

大磯町は、オンブズマン大磯のこゆるぎハイツのプロパン庫の固定資産税の課税懈怠の住民訴訟（横浜地裁平成29年（行ウ）第54号）において東京ガスの所有する国府新宿地区にあるこゆるぎハイツのプロパン庫の課税懈怠を確認、令和元年5月23日にこのプロパン庫の平成26年度ないし平成30年度の5年分の税額の更正決定がされ追徴課税をした際に、可及的速やかな当該課税懈怠の原因の追究、対策の実施、他に類似の事例がないかの税務事務の基本的な調査を怠り、石神台団地のプロパン庫2棟の平成26年度の固定資産税の賦課する権限を失った。

大磯町は、昭和50年代に神奈川県住宅供給会社が大磯町で開発販売した4件の大団地（石神台団地、こゆるぎハイツ、高麗ハイツ、生沢団地）

の存在を十分に承知し、そのうちの1件の高麗ハイツは家屋として法務省に登記され固定資産税も徴収していたことを承知していたのだから、少なくとも令和2年5月末日までに当該石神台団地のプロパン庫2棟の課税懈怠を確認し、税額の更正の決定をすることは極めて容易であった。

東京ガスは、4団地へのプロパンガスの供給事業は現在も継続しており、機械装置や構築物の固定資産税・償却資産は毎年大磯町に申告し大磯町は賦課徴収している。その書面の例えば【機械装置】の項には「こゆるぎ団地調整器」と記してあり、そうすると他3団地の調整器にも例えば「湘南大磯住宅調整器」と記されているはずである。それらを一覧すれば、東京ガスが石神台団地、こゆるぎハイツ、高麗ハイツ、生沢団地に資産を有していることは一目瞭然で、こゆるぎハイツの他の3団地の家屋の状況を確認すれば家屋としての課税が懈怠されていたこゆるぎハイツと同様の事例は極めて容易に把握できるのである。

結論として、生沢団地はプロパン庫の建築当初から課税懈怠していたが平成23年ごろ家屋を廃止しタンク方式に設備を変更したので家屋は現存していないから時効が成立し課税できない、高麗ハイツは課税している、石神台団地は固定資産税納付書の明細に家屋の記載がないから課税していない、と容易に推論できるのである。

大磯町職員措置請求の監査結果（令和2年12月21日）では、大磯町が「こゆるぎハイツのプロパン庫の情報を東京ガスから得た際には、こゆるぎハイツ以外の情報は、得ることができない状態」だったから「課税の決定をできなくても違法ではない。」としているが税務課の説明を鵜呑みにした雑駁な判断である。

従って、平成27年度の課税懈怠は違法である。

(3) 対象職員の責任

専決権者たる税務課長は徴税義務を遂行しなかった不作為の違法がある。税務課長は令和2年4月1日に吉川氏から宮崎氏に代わっている。税務課長は専決権者としてその責を負わなければならない。

この件に関して「オンブズマン大磯」が請求した住民監査請求の監査結果（令和2年12月21日）によると、監査委員からの関係職員の調査では「令和2年2月から5月の担当係員の数と残業時間」や「年度当初固定資産税を処理（令和2年5月2日納税通知書発送）しなければならなかった案件数」を提示し、事務処理の大きさと通常業務の多忙を理由として処理が遅れた旨主張した。そして監査委員は監査結果で「真摯に（石神台団地のプロパン庫の課税懈怠に）対応したものの処理できなかったのは、やむを得ないと考える。」とそれを追認した。

しかし、地方自治法 138 条の 2 は普通地方公共団体の執行機関は、当該普通地方公共団体の条例、予算その他の議会議決に基づく事務及び法令、規則その他の規定に基づく当該普通地方公共団体の事務を、自らの判断と責任において、誠実に管理し及び執行する義務を負う旨規定する。両税務課長はこの法令上の義務違反について過失（作為義務違反）がある。

いっぽう町長は、課税懈怠という行政にとっての不祥事に対し、職員から課税懈怠についての報告や説明を求め、原因を分析し対応策を検討し、場合に依っては必要な人員を確保し同様事例が二度と起きないように指揮監督する義務を負っていたというべきである。本件では適正な指揮監督をしておらず、重大な過失があり違法である。

4 求める措置

中崎町長は徴収ができなくなった平成 27 年度分の石神台団地に所在する東京ガス所有の 2 棟のプロパン庫（家屋）の固定資産税について、中崎久雄、吉川淳一、宮崎祐輔に連帯し、大磯町にその損害を賠償するよう請求せよ。

添付資料

- 書証 1 石神台団地棟のプロパン庫の写真と表示看板
- 書証 2 令和 2 年 9 月 11 日付け新聞記事（神奈川新聞社）
再び課税懈怠があったことを公表した新聞記事
- 書証 3 大磯町町議会令和 2 年 9 月定例会（9 月 10 日）（大磯町町議会議事録）
町長が再びの課税懈怠があったことを議会で公表したこと
- 書証 4 東京ガスの固定資産税・資産償却申告書
「こゆるぎ団地調整器」のように団地名を記載していること
- 書証 5 第 9 号会報「大磯かわら版」令和 3 年 1 月発行（オンブズマン大磯作成）オンブズマン大磯が令和元年 11 月、税務課に「その後」の調査を問いただしたこと。オンブズマン大磯が本件を住民監査請求したこと。
- 書証 6 大磯町職員措置請求の監査結果（令和 2 年 12 月 21 日大磯町監査委員）

地方自治法第 242 条第 1 項の規定により別紙書証を添え必要な措置を請求する。

以上

第3 請求の受理

令和3年2月25日に受付した「大磯町職員措置請求書」による住民監査請求（以下「本件監査請求」という。）については、地方自治法（以下「法」という。）第242条第1項に基づく要件を具備しているものと認め、同日付で受理した。

第4 監査の実施

1 監査対象事項

本件監査請求の要旨及び請求する措置並びに事実を証する書面から、固定資産税の課税更正がされた案件について、地方税法（昭和25年法律第226号）及び大磯町町税条例（昭和50年大磯町条例第6号）に基づいて、適正かつ公平な運用がなされているか、また、厳正に判断がされているかについて監査対象事項とした。

2 監査対象部署

政策総務部税務課

3 監査の期間

令和3年2月25日から令和3年4月14日まで

4 請求人による証拠の提出及び陳述

法第242条第7項に規定する請求人からの証拠の提出については、令和3年2月25日に提出された。

5 関係職員の調査

（1）関係職員の調査

監査対象部署に關係書類の提出を求め、予備監査として令和3年3月23日に政策総務部税務課長及び資産税係長から、また、本監査として令和3年3月30日に政策総務部長、政策総務部税務課長及び資産税係長から事情聴取を行った。

（2）調査の要旨

本件監査対象に係る固定資産税の賦課更正手続きの調査については、以下のとおりである。

ア 賦課更正決定について法等に則った処分はされているか。

イ 事務に懈怠があったか。

第5 監査の結果

1 事実の確認

監査対象事項に関し、請求人から提出された本件監査請求及び関係職員の調査並びにこれらに係る法令等から、次の事実を確認した。

(1) 地方税法における賦課更正に関する規定

地方税法（昭和25年法律第226号）は、第417条において「第411条第2項の規定による公示の日以降において固定資産の価格等の登録がされていないこと又は登録された価格等に重大な錯誤があることを発見した場合には、直ちに固定資産課税台帳に登録された類似の固定資産の価格と均衡を失しないように価格等を決定し、又は決定された価格等を修正して、これを固定資産課税台帳に登録しなければならない。」と規定されている。

(2) 大磯町町税条例等における賦課更正に関する規定

大磯町町税条例（昭和50年大磯町条例第6号）第7条に「町長は、課税漏れに係る町税又は偽りその他不正の行為により免れた町税があることを発見した場合には、課税すべき年度の税率によってその金額を直ちに徴収する。」と規定されている。

(3) その他の取扱い基準等

固定資産（家屋）評価事務取扱要領（地方税法第388条第1項の規定により平成29年大磯町制定）により、家屋評価の実施方法及び手続について必要な事項を定め評価事務が、円滑かつ公平に行われるように規定されている。

(4) 税務課調査によって得られた町内プロパン庫施設の数

114 施設

(5) 令和2年2月から5月の担当係員の数と残業時間

職員数 5人

残業時間 2月 271時間、3月 229時間、4月 101時間、5月 107時間

(6) 年度当初固定資産税を処理（令和2年5月2日納税通知書発送）しなければならなかった案件数

土地 約 52,000筆、家屋 約 13,000棟、償却資産 約 680人

2 判断の理由

(1) 本件監査請求の理由から固定資産税の賦課更正が法等に則った処理に該当してるかについて、以下のとおり判断した。

ア 請求人は、「大磯町は、オンブズマン大磯のこゆるぎハイツのプロパン庫の固定資産税の課税懈怠の住民訴訟（横浜地裁平成29年（行ウ）第54号）において東京ガスの所有する国府新宿地区にあるこゆるぎハイツのプロパン庫の課税懈怠を確認、令和元年5月23日にこのプロパン庫の平成26年度ないし平成30年度の5年分の税額の更正決定がされ追徴課税をした際に、可及的速やかな当該課税懈怠の原因の追究、対策の実施、他に類似の事例がないかの税務事務の基本的な調査を怠り、

石神台団地のプロパン庫2棟の平成26年度の固定資産税の賦課する権限を失った。」と主張しているが、税務課は、課税の公平、公正の立場から町全体としてのプロパン庫の案件の解決方法を模索していた。そのため石神台団地のプロパン庫を優先的に処理するという決定がなされなくても不作為の過失があるとは言えない。

イ 請求人は、「大磯町は、昭和50年代に神奈川県住宅供給会社が大磯町で開発販売した4件の大団地（石神台団地、こゆるぎハイツ、高麗ハイツ、生沢団地）の存在を十分に承知し、そのうちの1件の高麗ハイツは家屋として法務省に登記され固定資産税も徴収していたことを承知していたのだから、少なくとも令和2年5月末日までに当該石神台団地のプロパン庫2棟の課税懈怠を確認し、税額の更正の決定をすることは極めて容易であった。」また、

「こゆるぎハイツの他の3団地の家屋の状況を確認すれば家屋としての課税が懈怠されていたこゆるぎハイツと同様の事例は極めて容易に把握できるのである。」と主張しているが、この点においても前述のとおり税務課は、全町的な改善策を進めることに重点を置き、町内全域のプロパン庫の調査を実施し、114件の類似案件を抽出した。また家屋としての認定が難しいプロパン庫に対して「プロパン庫に係る家屋認定に関する基準」を制定し、今後の改善策も進めていた。さらに固定資産税の町全体の令和2年度当初課税事務も重なったため、石神台団地のプロパン庫案件が優先的に税額更正をされなくても過失があるとは言えない。

ウ 請求人は、「地方自治法138条の2は普通地方公共団体の執行機関は、当該普通地方公共団体の条例、予算その他の議会議決に基づく事務及び法令、規則その他の規定に基づく当該普通地方公共団体の事務を、自らの判断と責任において、誠実に管理し及び執行する義務を負う旨規定する。両税務課長はこの法令上の義務違反について過失（作為義務違反）がある。」と主張するが、税務課は課税の公平、公正の観点から町内全域のプロパン庫の所在確認調査を実施し、さらに課税が統一した基準で実施されるように「プロパン庫に係る家屋認定に関する基準」を制定した。また、課税更正時には家屋要件確認調査、所有権調査、家屋評価等真摯な事務を進めていた。よって、税務課長に法令上の義務違反の過失があるとは言えない。

エ 請求人は、「町長は、課税懈怠という行政にとっての不祥事に対し、職員から課税懈怠についての報告や説明を求め、原因を分析し対応策

を検討し、場合に依っては必要な人員を確保し同様事例が二度と起きないように指揮監督する義務を負っていたというべきである。本件では適正な指揮監督をしておらず、重大な過失があり違法である。」と主張するが、当案件は専決権者において処理される範囲でしかも前述のとおり専決権者は、真摯に事務に取り組んでいる。よって重大な過失があり違法であるとは言えない。

3 結論

以上の判断により、本件監査請求の対象とする固定資産税の賦課更正の懈怠については、請求人の主張には理由がないものとして棄却する。